

個人情報保護委員会（第236回）議事概要

- 1 日時：令和5年3月15日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、
石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：関東百貨店健康保険組合及び東京電子機械工業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（公金受取口座情報の入手等に伴う評価の再実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書について承認され、関東百貨店健康保険組合及び東京電子機械工業健康保険組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- (2) 議題2：日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務）の全項目評価書（電子記録媒体等での特定個人情報の入手等に伴う評価の再実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「本事業団は、特定個人情報の入手に係る取扱いを変更し、紙媒体に加え、電子記録媒体等により入手していたが、適切な時期に評価の再実施を行わなかった。これに伴い、番号法第33条の規定に基づき、特定個人情報保護評価に関して初めて、当委員会から評価の再実施を速やかに行うよう指導を行った。これを受けて、審議対象の評価書には、電子記録媒体等による特定個人情報の入手、使用、保管・消去等に係るリスク対策等が記載されている。本事業団の特定個人情報の取扱いについては、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を確実に行うことで、同様の事態が再発しないように努めていただきたい。また、当委員会としても、評価書に記載したリスク対策の実施状況について、引き続き、確認する必要がある」旨の発言があった。

本評価書について承認され、日本私立学校振興・共済事業団に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- (3) 議題3：「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分な性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の改正告示（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

- (4) 議題4：改正個人情報保護法等に関する令和5年度の地方公共団体等に対する監視・監督方針について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「令和3年改正個人情報保護法が来年度に全面施行されるということで、地方公共団体等にも個人情報保護法が適用されることとなり、当委員会の監視・監督権限が地方公共団体等にも及ぶこととなる。施行が迫っている時期であるが、監視・監督の面でいえば、漏えい等報告の義務がしっかり果たされること、それに応じて、当委員会の適切な監視・監督がなされることが重要と考えている。この監視・監督方針を地方公共団体等に送付し、当委員会としてのスタンスを明確に示すとともに、地方公共団体等における施行に向けた準備をより一層促していただきたい。また、併せて、今一度、漏えい等報告の対象・方法等について、地方公共団体等に周知を行っていただきたい。当委員会としては、マイナンバーの取扱いについては、従前より、地方公共団体等にも監視・監督を行っているところだが、そこで蓄積されたノウハウも活用しつつ、本監視・監督方針に沿って、効果的な監視・監督活動、周知・啓発等を着実に進めていただきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「事務局からの説明にもあったが、来年度からは、実地調査等の対象とした機関名、指摘事項の概要等について、年次報告等に記載し、当委員会ホームページで公表することとなる。地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、住民の方々の関心も高く、情報提供の必要性が高いと考えられるため、しっかりと調査を行っていただきたい。また、実地調査等の概要等が公表されるということで、地方公共団体等においても、より一層緊張感をもって個人情報を取り扱っていただけること、住民への説明責任を更に果たしていただけることを期待したいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(5) 議題5：個人情報保護委員会とサイバーセキュリティ関係省庁・機関等との連携の在り方について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「不正アクセスを原因とした個人情報の漏えい等が増加傾向にある中、その対応のために、サイバーセキュリティに関係する省庁及び機関の緊密な連携は非常に重要であると思う。今回、このように連携の枠組みを整理・明確化し、加えて、特定の省庁・機関との間で覚書を締結して更に連携を具体化したことは大きな意義があると思う。この取組が漏えい等の未然防止や被害の拡大防止に更に繋がっていくよう、着実に連携を深めていただきたい。また、事務局からの説明にもあったが、データ保護機関とサイバーセキュリティ機関との連携は、海外においても関心が高いところ、是非、日本の取組として発信をしていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

(6) 議題6：令和4年度定期的な報告（令和5年度実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「特定個人情報の取扱状況についての定期的な報告の結果を見ると、地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置への対応状況は年々向上しているように見える。一部の項目でいまだ対応が不十分な機関に対しても、先程の報告のとおり、個別指導を実施しており、更なる改善を期待する。また、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務等の五つの事務に関する特定個人情報保護評価の事後評価に関するフォローアップについても、保護評価が実施済み又は着手済みとなったのは良いことではあると思うが、あくまで事後評価は特別に認められた対象事務に限定された例外的な対応であることを踏まえ、速やかに保護評価が実施されるよう、関係省庁や各評価実施機関に対して促していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上